

# 令和4年度協働のまちづくり事業助成金交付要綱の運用要領

本運用要領は、「協働のまちづくり事業助成金」事業を実施するにあたり、要綱の内容を補足すべき事項について抽出し、定めたものである。

## 1. 第2条関係

### 対象事業者への助成金の交付方法

○市町村が対象事業者の場合：市町村振興協会 → 市町村へ

○地域団体が対象事業者の場合：市町村振興協会 → 市町村 → 地域団体へ

### 助成金の対象事業

○地方財政法第32条に規定する総務省の定める事業（要綱別表2）の範囲内の事業で、市町村と地域住民を含む地域団体とが計画段階から参画し協働で実施する地域課題の解決や地域の活性化等に向けた活動事業とする。

○現在、市町村が実施している事業の財源を「協働のまちづくり事業助成金」に振り替えて実施する事業は助成対象としない。

○既に本助成金を活用し実施された事業と同一の事業は助成対象としない。

### 助成金の対象経費

○食糧費として認められる必要最小限の費用は、事業を実施する際に参加するスタッフへの弁当（1,000円/人以下）、お茶・ジュース等の飲み物（500円/人以下）とする。

なお、いわゆる宴会等に要する費用は助成対象としない。

○備品購入に要する経費は次の要件に該当する場合のみを助成対象とし、また備品購入に要する経費は1事業につき補助対象経費の1/2以下の額とする。

① 新規活動事業立ち上げ時の必要最小限の備品

② 善良な管理のもとで継続的に活用できる備品

○備品の分類基準については、各市町村の規定によって判断すること。

○対象事業者は、当該助成事業により取得した備品については、管理責任を明確にし、適切に管理すること。

○業者への委託等による施設・設備等の整備に要する費用については、備品購入費と同様の要件を適用する。

## 2. 第3条関係

### 助成金の交付申請

○申請書の提出期限は、当該年度の7月末日とする。

なお、事業の募集案内等は毎年前年度の3月に通知する。

### 3. 第5条関係

#### 助成金の変更交付申請

○変更申請を要する変更とは、①助成金の交付決定額の変更を伴う事業費の増減

②事業の中止③事業内容の変更（対象事業費の20パーセント以内の変更は除く）

④地域団体等の変更です。交付決定後、これらの変更が生じた場合は、変更交付申請を行うこと。